

(2) 中国残留邦人（年金相談マニュアル 制度編P27～）

<平成8年の特例措置>

中国における戦後の混乱により、日本に帰国できなくなってしまった中国残留邦人等については、帰国時に高齢となっており、帰国後国民年金に加入しても加入期間が短い
ため、年金を受給できなかったり、年金額が低額になってしまうという問題が生じてい
ました。

そこで、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に対する法
律」平成6年法律第30号）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に対する法律施行令」平成8年政令第18号）」に基づき、平成8年4月
1日から中国残留邦人に対する特別措置が施行されることになりました。

中国残留邦人等については、本人の意志に反して中国に残留せざるを得なかったため、
国民年金に加入できなかったという事情にかんがみ、6年改正の際に国会修正により特
例措置を講ずることとされたものです。

① 対象者の範囲と中国残留邦人等の定義

対象者の範囲は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に対する法律」において次のすべての要件を満たした人と定められています。

ア 永住帰国した中国残留邦人等であること

イ 明治44年4月2日以後に生まれた人であること

ウ 永住帰国した日から1年以上本邦に住所を有する人であること

また、中国残留邦人とは、次のように定義されています。

i 昭和20年8月9日以後本邦に引き揚げることなく、同年9月2日以前から
引き続き中国に居住している人

ii アの人を両親として昭和20年9月3日以後中国で出生し、引き続き中国に居
住している人

なお、中国残留邦人等の国籍は、日本国籍を有していた人が、婚姻・養子縁組・帰
化等の理由により、中国籍を取得している場合があり、日本国籍を有していない期間
は、この特例措置の対象になりません。

② 保険料の免除期間

国民年金が創設された昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの
期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）は、保険料免除期間とみなされます。

③ 保険料の追納

中国残留邦人等は、保険料免除期間とみなされた期間について保険料の追納ができ
ます。（通常は、追納できる期間は最大10年間ですが、中国残留邦人の場合は、昭和
36年4月1日から永住帰国した日の前日までの期間追納可能）保険料を追納すれば、
この期間について完全に年金額に反映されます。

ア 追納保険料額

国民年金保険料は、毎年度引き上げられてきたことを考慮し、帰国した年度に応じて、追納保険料の額は設定されています。

平成8年度以前に帰国した人の追納保険料は、1月につき6,000円

(参考)	平成14年度中に帰国した人	1月につき	8,900円
	平成15年度中に帰国した人	1月につき	9,300円
	平成16年度中に帰国した人	1月につき	9,800円
	平成17年度中に帰国した人	1月につき	10,000円
	平成18年度中に帰国した人	1月につき	10,200円
	平成19年度中に帰国した人	1月につき	10,400円
	平成20年度中に帰国した人	1月につき	10,700円

イ 追納期限

永住帰国後1年を経過した日から5年以内

施行日(平成8年4月1日)の前日において、すでに永住帰国した日から1年を経過している人については、追納期間は平成8年4月1日から平成13年3月31日までとなります。

<平成20年の特例措置>

平成20年1月より、本邦に永住帰国した中国残留邦人(樺太残留邦人を含む。)で下記のいずれの要件も満たす者(以下「特定中国残留邦人等」という。)について、永住帰国前のみなし被保険者期間と、帰国後の国民年金の被保険者期間について、国が国民年金の保険料相当額を一時金として支給し、その中から本人に代わって保険料を追納することにより、満額相当の老齢基礎年金を支給する特例措置が実施されています。

特例措置の対象者

- ① 明治44年4月2日以後に生まれた人
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた人(注1)
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している人
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した人

(注1) 昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。

(照会先 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

直通 03-3595-2456)